

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		指定居宅サービス事業者の指定
根拠条例・規則名		介護保険法
条 項		第70条第1項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話：048-829-1265)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>法令所管省庁からの通達に基づいています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日条例第68号） ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号） <p>(主な基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員に関する基準 ・設備に関する基準 ・運営に関する基準
	設定等年月日	平成17年4月1日設定 平成25年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	毎月10日までに申請があったものを審査し翌月1日に指定を行なう。
	設定等年月日	平成17年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		